

那須塩原市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例

許可申請の手引き

令和 7 (2025) 年 4 月

那須塩原市

目 次

I 本条例における許可制度の概要

- 1 許可申請の流れ【小規模特定事業】
- 2 許可申請の流れ【小規模一時堆積事業】
- 3 許可後について
- 4 小規模特定事業の終了

II 小規模特定事業の留意事項

- 1 事業の実施にあたって
- 2 事業について
- 3 その他

III 許可申請の必要書類チェック表

- 1 小規模特定事業許可申請
- 2 小規模一時堆積事業許可申請

IV 小規模特定事業許可申請書（小規模一時堆積事業許可申請書）作成要領

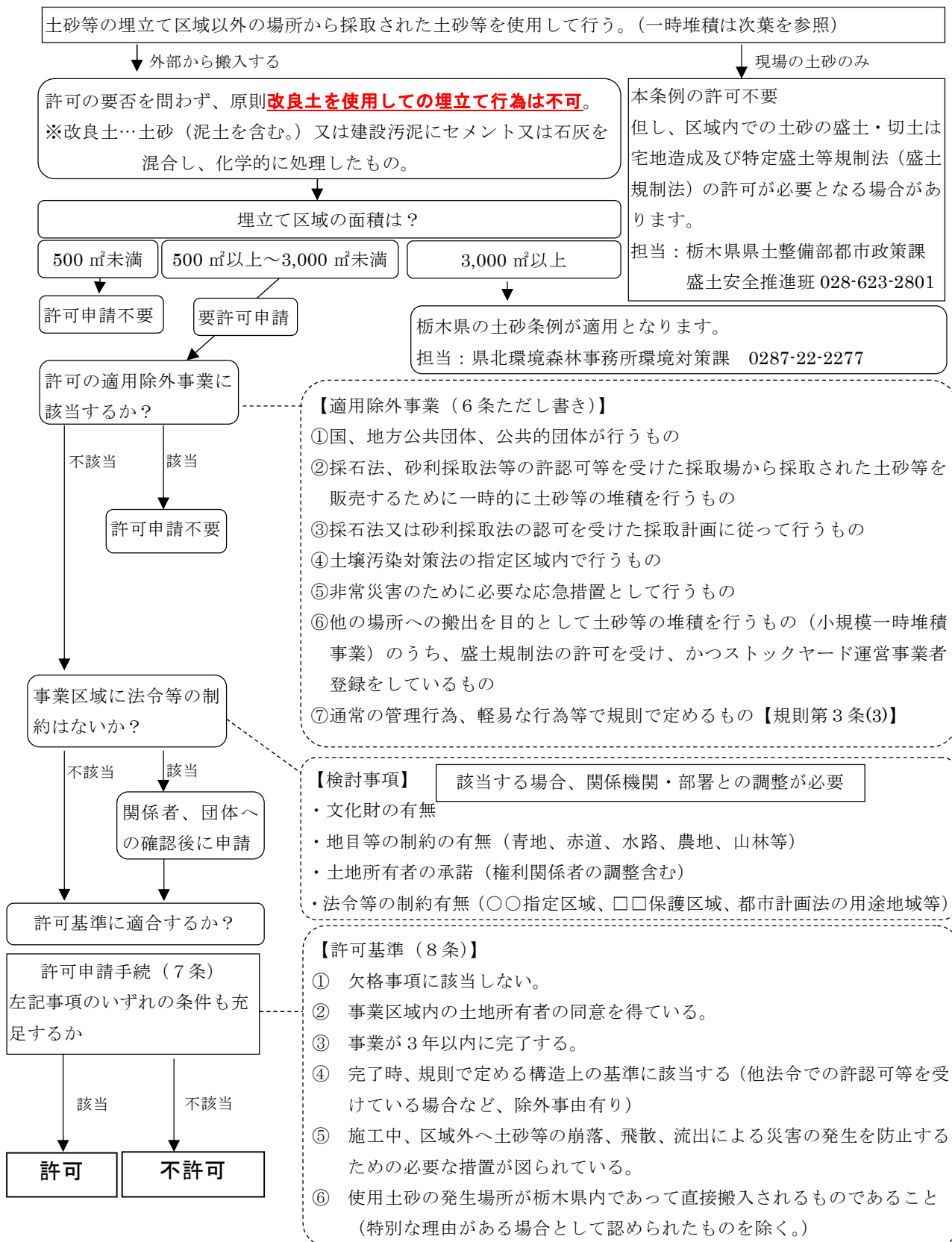
- 1 小規模特定事業許可申請書
- 2 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）許可申請書
- 3 小規模特定事業変更許可申請書
- 4 小規模特定事業変更届
- 5 小規模特定事業譲受け許可申請書
- 6 土砂等搬入届
- 7 土砂等発生元証明書
- 8 検査試料採取調書
- 9 土砂等管理台帳
- 10 小規模特定事業状況報告書
- 11 小規模特定事業水質検査等報告書
- 12 小規模特定事業相続届

V 資料

- ・ 別紙①（第4条関係）
申請者が那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項第1号イからリに該当しない者であることを誓約する書面
- ・ 別紙②（第4条関係）
申請者、法定代理人、法人役員、株主・出資者、使用人を記載した書面
- ・ 別紙③
土砂等搬入車両の表示例
- ・ 条文
那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

I 本条例における許可制度の概要

1 許可申請の流れ【小規模特定事業】

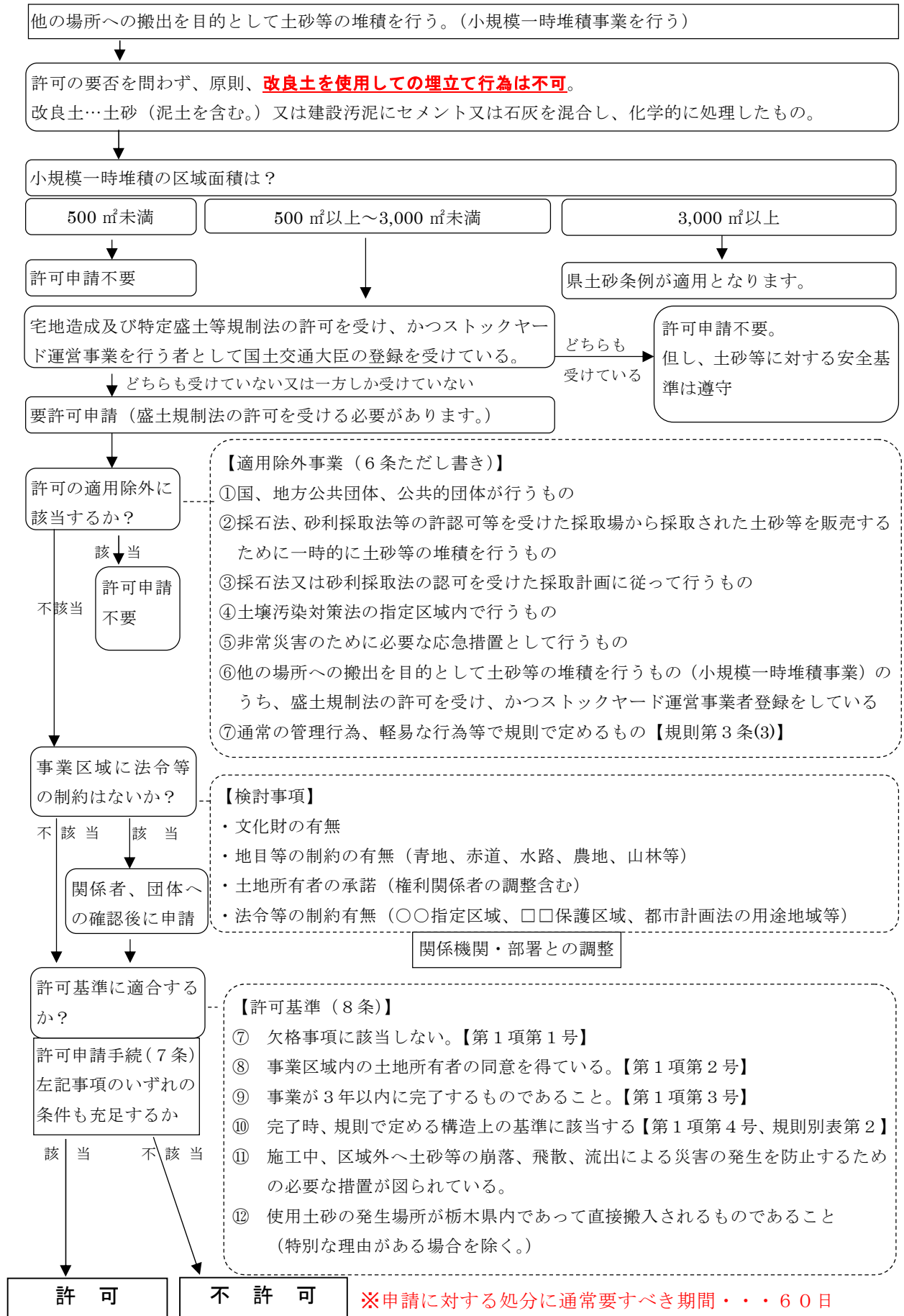


申請に対する処分に通常要すべき期間・・・60日

※ 本条例の許可のほか、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要な場合があります。

詳細は、栃木県県土整備部都市政策課盛土安全推進班（028-623-2801）へお尋ねください。

2 許可申請の流れ【小規模一時堆積事業】



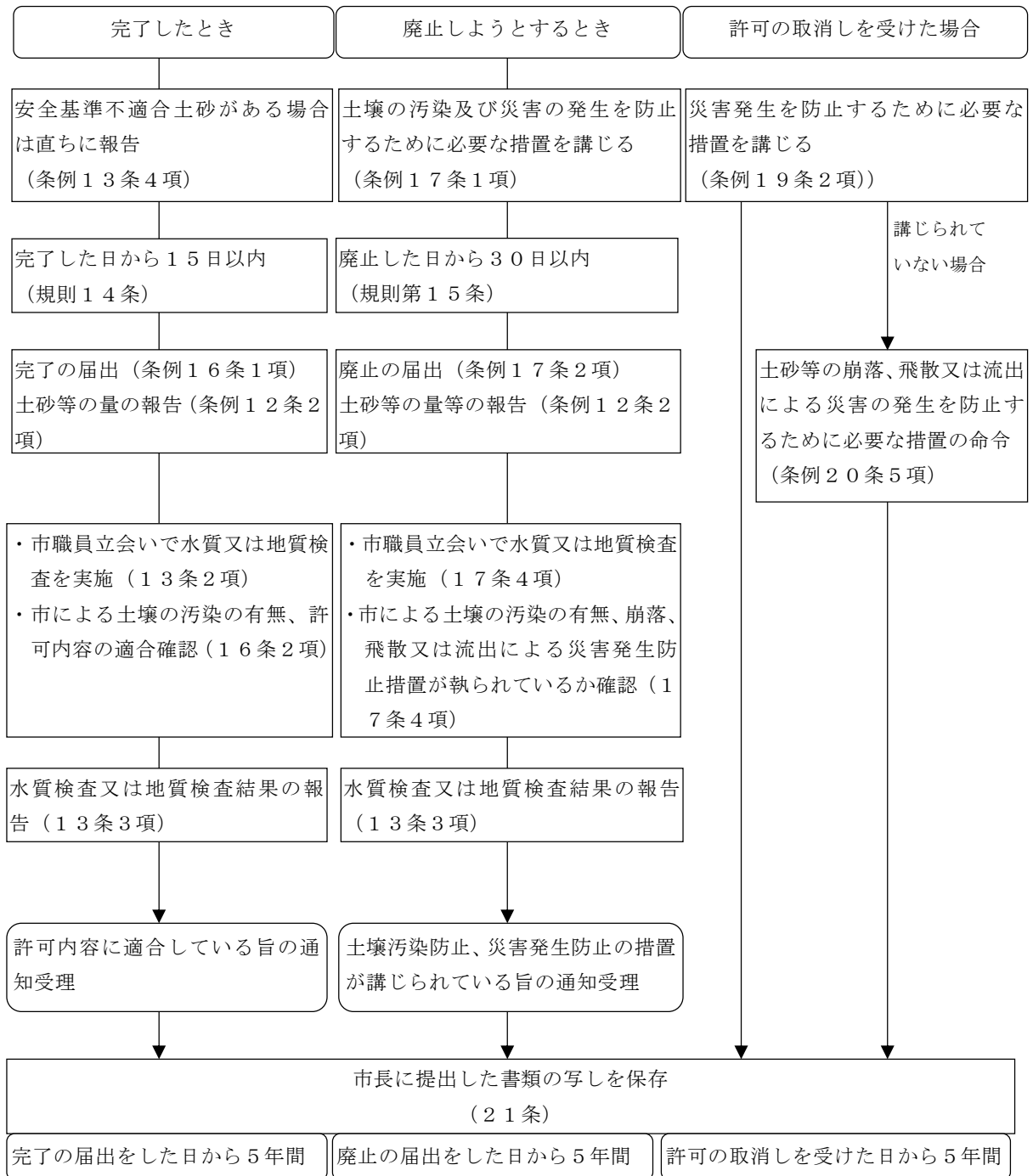
3 許可後について

- ①土砂等の搬入の届出（第11条）※本届出がなければ土砂等の搬入不可。
 - ・採取場所ごと、かつ5,000㎡までごとに土砂等搬入届【様式第11号】を提出。
土砂等搬入届には、次のものを添付する。
 - ア 採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書【様式第12号】
 - イ 搬入土砂等にかかる地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
 - ウ 検査試料採取調書【様式第13号】
 - エ 計量法第110条の2第1項の規定による計量証明書
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（第12条）
 - ・採取場所ごとに1日当たりの運搬手段・使用土砂量等を記載し保管する。【様式第10号】
※小規模一時堆積事業の場合は【様式第11号】
- ③使用した土砂等の量の提出
 - 6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内に小規模特定事業状況報告書【様式第16号】に土砂等管理台帳の写しを添付して報告
※小規模一時堆積事業については3か月ごとに当該3か月を経過した日から2週間以内に小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書【様式第17号】に土砂管理台帳の写しを添付して報告
※6か月又は3か月を経過せずに完了や廃止の場合は、完了又は廃止の届出の際に提出
- ④水質又は地質検査等の実施（13条1項・3項）
 - ・事業開始した日から6か月（小規模一時堆積事業については3か月）ごとに試料を採取し測定
 - ・測定方法、検査項目については、規則第10条（水質検査）、第11条（地質検査）のとおり
 - ・市職員の立会いが必要となる
- ⑤水質又は地質検査の結果報告
 - ・当該6か月を経過した日から2週間以内に小規模特定事業水質検査等報告書【様式第18号】に採取した地点の位置図、現場写真、検査資料採取調書、計量証明書を添付して報告
当該6か月を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ⑥関係書類の縦覧（14条）
 - ・提出した書類の写し、土砂管理台帳の縦覧
- ⑦標識の掲示、境界の明示等（15条）
 - ・小規模特定事業場の見やすい場所に標識【様式第19号】を掲げる
 - ・小規模特定事業区域以外の地域との境界を明らかにする表示
- ⑧搬入車両への表示（15条の2）
 - ・土砂等の搬入車両に施行規則第13条の2のとおり表示を行う

【必要に応じて行うもの】

- ①変更許可申請・届出（10条）
 - ・変更許可申請…条例第7条第1項各号（一時堆積は第7条第2項各号）に掲げる事項に変更しようとするとき。（軽微な変更は変更届を提出）
 - ・変更届出 … 申請者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、土砂等の量（堆積構造の変更を伴わないものに限る）、土砂の採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更の場合、軽微な変更となり変更届出を提出する。（施行規則第7条）
- ②休止（2か月以上）の届出（17条）
 - ・土壌の汚染及び使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで、休止届【様式第21号】を提出
- ③譲受けの許可（17条の2）
- ④相続に基づく地位承継の届出（18条）

4 小規模特定事業の終了



・使用土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する命令
 ・土壌の汚染を防止するために必要な措置に関する命令 など
 に従わない場合、命令内容、氏名を公表する場合があるほか、罰則規定が適用される場合もあります。

Ⅱ 小規模特定事業の留意事項

1 事業の実施にあたって

- (1) 改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に処理したもの。）については、原則として土砂等の埋立てに用いることは出来ません。
- (2) 県外発生土を用いて小規模特定事業を行う場合、事前に市サーキュラーエコノミー課に相談してください。特別な理由が無い場合、許可にはなりません。
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法における「宅地造成等工事規制区域内」または、「特定盛土等規制区域内」において小規模特定事業を行う場合、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けなくてはならない場合があります。
- (4) 小規模特定事業を実施する区域（土地）に埋蔵文化財が無いかを確認してください。埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。
- (5) 小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認してください。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようなか等を確認してください。
- (6) 小規模特定事業場が農地の場合は農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要となります。
- (7) 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により許可や届出が必要な場合があります。
- (8) 事務所を設置する場合、小規模特定事業を管理できる場所に設置していただくことになります。規模、条件等により、建築確認が必要となる場合があります。
- (9) 1,000 m²以上の一時堆積事業は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要となります。
- (10) 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになりますので、併せて許認可等を受けてください。

2 事業について

(1) 小規模特定事業区域、許可対象事業

ア 小規模特定事業区域とは、埋立て等の用に供する区域をいいます。小規模特定事業場とは、小規模特定事業区域のほか、搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所を含む場合を指します。

イ 許可対象事業は、小規模特定事業区域以外の場所から採取された土砂等による土砂の埋立て等を行う事業であり、かつその区域が 500 m²以上 3,000 m²未満の場合です。

(2) 使用材料等

ア 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外となります。

イ 上記 1 (1)に記載しているとおり建設汚泥などにセメントや石灰を混入し化学的に反応させた土砂（改良土）については、国や地方公共団体等が行う事業や、他法令の許可を受けているものを除き、使用は禁止されます。

ウ「放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。

3 その他

- (1) 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。
- (2) 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査資料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要となります。
- (3) 農地法の 5 条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の同意書は不要となります。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）

Ⅲ 許可申請の必要書類チェック表

1 小規模特定事業許可申請

小規模特定事業必要書類			チェック欄
目 次			☐
小規模特定事業許可申請書【様式第 4 号】			☐
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画【別紙】			☐
添 付 書 類	☐ 申請者の住民票の写し（申請者が個人である場合） 個人番号未記載のもので申請日から遡り 3 か月以内に作成・交付されたもの ☐ 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合） 申請日から遡り 3 か月以内に作成・交付されたもの		☐
	☐ 小規模特定事業場の位置図 概ね 1/10000 以上 ☐ 付近の見取図 概ね 1/2500 以上		☐
	☐ 小規模特定事業場の平面図 概ね 1/2500 以上 ☐ 小規模特定事業場の断面図 概ね 1/2500 以上 施工の前後の構造が確認できるもの		☐
	☐ 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書 ☐ 小規模特定事業場の土地の公図の写し 申請日から遡り 3 か月以内に作成されたもの		☐
	小規模特定事業区域内土地使用同意書【様式第 2 号】 申請日から遡り 3 か月以内に作成されたもの 小規模特定事業区域内の全ての土地所有者がそれぞれ同意したもの。		☐
	条例第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに該当しない者である旨を誓約する書面	別紙① 参照	☐
	法定代理人がいる場合、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	別紙② 参照	☐
	申請者が法人である場合、役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		☐
	申請者が法人であり、発行済株主総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		☐
	申請者に使用人がある場合には、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		☐
	使用される土砂等の予定量の計算書		☐
	小規模特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面【様式第 5 号】		☐
他の法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合、該当する書面 ☐ 他の法令による許認可等を受けたことを証する書面の写し （ ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ ） ☐ 他の法令等による許認可等を受けるための申請書のほか添付書類一式の写し （ ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ ）		☐	
市長が必要と認める書類 ☐		☐	
申請手数料 ☐ 新規許可申請（26,000 円）			☐

Ⅲ 許可申請の必要書類チェック表

2 小規模一時堆積事業許可申請

【重要】宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受ける必要があります。 また、上記許可のほか、ストックヤード運営事業者として国土交通大臣の登録を受けている方が運営するストックヤード（ストックヤード運営事業者登録簿に登録されているものに限る。）については、市土砂条例の小規模一時堆積事業に関する許可は不要です。【条例第6条第6号】		
小規模一時堆積事業必要書類		
チェック欄		
1 目次【任意書式】	☐	
2 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）許可申請書【様式第6号】	☐	
3 （別紙）小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画【別紙】	☐	
添付書類	☐ 申請者の住民票の写し（申請者が個人である場合） 個人番号未記載のもので申請日から遡り3か月以内に作成されたもの ☐ 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合） 申請日から遡り3か月以内に作成・交付されたもの	☐
	小規模特定事業場の位置図 概ね 1/10000 以上	☐
	小規模特定事業場付近の見取図 概ね 1/2500 以上	☐
	小規模特定事業場の平面図 概ね 1/2500 以上 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認出来るもの。	☐
	小規模特定事業場の断面図 概ね 1/2500 以上 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認出来るもの。	☐
	小規模特定事業場の土地の登記事項証明書 申請日から遡り3か月以内に作成されたもの。すべての地番が必要	☐
	小規模特定事業場の土地の公図の写し 申請日から遡り3か月以内に作成されたもの。すべての地番が記載されているもの。	☐
	小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書【様式第3号】 申請日から遡り3か月以内に作成されたもの 小規模特定事業区域内の全ての土地所有者がそれぞれ同意したもの。	☐
	条例第8条第1項第1号イからリまでに該当しない者である旨を誓約する書面 別紙①参照	☐
	法定代理人がいる場合、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 別紙②参照	☐
	申請者が法人である場合、役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 別紙②参照	☐
	申請者が法人であり、発行済株主総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 別紙②参照	☐
	申請者に使用人がある場合には、その氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 別紙②参照	☐
	小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面 【様式第5号】	☐
	法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法（ ☐ 許可証 ☐ 申請書類一式の写し） ☐	☐
市長が必要と認める書類 ☐	☐	
申請手数料		
☐ 新規許可申請（26,000 円）		☐

Ⅳ 小規模特定事業許可申請書（小規模一時堆積事業許可申請書）作成要領

1 小規模特定事業許可申請書

(1) 提出部数

- ・申請書及び添付書類の提出部数は2通（正副各1通）です。
- ・副本は申請書の写し及び正本に添付される書類を複写（コピー）したもので差し支えありません。

(2) 申請先

那須塩原市役所（那須塩原市共壘社 108 番地） 2 階サーキュラーエコノミー課

(3) 手数料

26,000 円

申請受理の際に納付書を交付します。市役所 1 階会計課で納付してください。

(4) 申請書記載事項

ア 申請者の住所、氏名、電話番号について

電話番号については、申請者と連絡が取れる電話番号を記載してください。

法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記載してください。

イ 小規模特定事業場の位置及び面積について

小規模特定事業場にかかるすべての地番を記載してください。小規模特定事業場とは土砂等の埋立ての用に供する区域（小規模特定事業区域）のほか、事務所、搬入路、排水溝等の付帯設備を含めたものを指します。

地番が複数あり、申請書に書ききれない場合は別紙（任意の様式）に記載し、申請書に添付しても差し支えありません。

ウ 小規模特定事業場、小規模特定事業区域の面積

求積図等、実測した結果を基に記載してください。

エ 現場管理責任者の氏名

施行規則第 16 条の 2 に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる方を選任してください。

施行規則第 16 条の 2

現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする

- ・小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第 11 条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。
- ・小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。
- ・小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

オ 小規模特定事業に使用される土砂等の量（年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）

採取場所について、栃木県外である場合は、あらかじめ市長が特別な理由があると認めた場合に限ります。

許可後に提出する土砂等搬入届と整合性が保てるように記載して下さい。

カ 小規模特定事業の期間

小規模特定事業は許可を受けた日から 3 年以内に完了する計画を立ててください。事

業の始期は許可取得後となります。申請書の小規模特定事業の期間欄に「許可後から〇年〇月〇日日」と記載しても差し支えありません。

キ 小規模特定事業に供する施設の設置計画

1/500 程度でA 2又はA 3の大きさで図面を作成しその設置場所を明示してください。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水舛等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示してください。

ただし、事務所を小規模特定事業場以外の場所に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等及び賃貸借契約書等の使用権限を証する書類を添付してください。

エ 小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、期間は借地等の契約期間の範囲内で記載して下さい。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地である場合は、許認可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付してください。

この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間を記載して下さい。

キ 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

事業の前後の構造が判別できる 1/500 程度の断面図を添付してください。

ク 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙、「小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に記載し。搬入経路については、位置図等に明示してください。

(5) 添付書類関係

ア 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

申請日から遡って、3 カ月以内に作成・交付されたものを添付してください。

住民票の写しについては、個人番号の記載がされていないものを添付してください。

イ 小規模特定事業場の位置図

縮尺 1/10, 000 以上で方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

ウ 小規模特定事業場の付近の見取図

縮尺 1/2, 500 以上で方位、土地の境界線が明示され、小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとしてください。

エ 小規模特定事業場の平面図及び断面図

縮尺 1/2, 500 以上で、方位及び土地の境界線を明らかにし、土砂等の堆積をする前後の形状の変化が確認できるものとしてください。

オ 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日から遡って、3 か月以内に作成・交付されたものを添付してください。

カ 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域等を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載してください。

キ 小規模特定事業区域内土地使用同意書

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付する必要があります。

なお、申請者は土地所有者に対し、小規模特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、確実に同意を得てください。

ク 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号イからリまでに該当しない者であることを誓約する

書面

指定様式はありませんが、「別紙①（第4条関係）」を参考に作成してください。

ケ 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

指定様式はありませんが、「別紙②（第4条関係）」を参考に作成してください。

コ 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第3号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置について具体的に記載してください。（例：散水車による散水、場内走行速度5 km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）

サ 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書や許可証等を添付してください。許認可等の決定（処分）がされていない場合にあっては、申請書及び添付書類一式の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）を添付してください。

シ その他

・1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記してください。

2 小規模特定事業（一時堆積事業）許可申請書【様式第6号】

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号、以下「盛土規制法」という。）に基づく許認可を受け、かつストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号。）の登録をしている事業については、本許可申請の適用除外となります。
- ・土砂等の堆積を行う区域が3,000 m²以上の場合は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の届出が必要になります。
- ・小規模一時堆積事業の許可を受けたことで、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたことにはなりません。別に許可を取得する必要があります。
- ・許可の有無に関わらず、安全基準（条例第5条3）は遵守していただきます。
- ・申請書記載要領については、上記1許可申請書の記載要領に準じます。

3 小規模特定事業変更許可申請書

- ・規則第5条第1項に規定する軽微な変更（申請者の氏名及び住所の変更、小規模特定事業に使用される土砂量の変更、採取場所の変更、搬入計画の変更、現場管理責任者の変更）については、変更許可申請ではなく、小規模特定事業変更届となります。
- ・申請者の氏名及び住所の変更については、申請者の改姓や転居に伴う変更であり、人が替わる場合は譲受けの許可を受ける必要があります。
- ・提出部数 1部。
- ・申請書記載事項
変更を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。
- ・期間の延長について
許可日から3年以内かつ、延長する期間が1年以内としてください。

4 小規模特定事業変更届

変更後、遅滞なく届け出てください。許可申請の際に提出した添付書類のうち、変更となるものの書類を添付していただきます。

例：申請者の住所変更→住民票の写し

搬入計画の変更→「(別紙) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」の提出 など

5 小規模特定事業譲受け許可申請書

- ・提出部数 1 部
- ・添付書類
 - ・申請者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
申請日から遡り、3 か月以内に発行されたものに限る。
 - ・小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - ・小規模特定事業区域内土地使用同意書
申請者が改めて土地所有者に条例第6条の2に定める事項を説明し、同意を得てください。
 - ・申請者が条例第8条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面
別紙①を参照
 - ・法定代理人がある場合は、氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面
別紙②を参照
 - ・譲受ける方が法人の場合
 - ・役員の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面
 - ・発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面
 - ・使用人がある場合はその者の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載した書面
 - ・許可指令書の写し

6 土砂等搬入届

- ・提出部数
1 部。但し、土砂等の採取場所1箇所につき1部であることから、採取場所が5箇所の場合、それぞれの採取場所ごとに1通、合計5通提出してください。また、同一採取場所の場合は、5,000 m³までごとに1通作成することになります。
- ・土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載していただきますが、搬入量は5,000 m³以下としてください。
- ・土砂等の運搬事業者名
運搬事業者が複数の場合は、個人・法人を問わず全ての事業者を記載してください。
- ・添付書類について
検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本持参してください。

7 土砂等発生元証明書【様式第10号】記載要領

- ・土砂等の発生元の事業者が発行するものです。
- ・提出部数 1 部
- ・土砂等発生元証明書の宛名
土砂等の埋立て等を行う事業者となる)

- ・当該工事等に係る土砂等発生量
当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ・今回の証明に係る土砂等の量
処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高 5,000 m³まで）が記載されていること。
- ・発生土砂等運搬契約者
土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

8 検査試料採取調書

- ・実際に検査試料の採取を行った者が記載してください。
- ・提出部数 1部
- ・検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致していなければなりません。
- ・当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ施行規則別表第1及び第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければなりません。（施行規則第8条第4項）
- ・当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものでなければなりません。

9 土砂等管理台帳

- ・小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに作成してください。
- ・小規模特定事業に使用される土砂等の量
許可申請時に提出した小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載し、変更のあった場合は、変更後の量を記載して下さい。
- ・土砂等の採取場所に係る工事等の内訳
採取場所に係る工事等の名称を記載してください。工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土採り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載してください。

10 小規模特定事業状況報告書【様式第13号】記載要領

- ・当該報告書には、土砂等管理台帳【様式第12号】の写しを添付してください。
- ・提出部数 1部
- ・小規模特定事業に使用される土砂等の量
実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計と一致するよう記載して下さい。
- ・今回報告量
報告に係る期間（6月間ごと）に搬入された量を記載してください。
- ・累計量
前回累計量に今回報告量を加えた量を記載して下さい。

11 小規模特定事業水質検査等報告書【様式第14号】記載要領

- ・当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書を添付し、施行規則第12条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告していただきます。
- ・提出部数 1部。
- ・水質検査又は地質検査の方法等に

については、規則第10条、11条のとおりです。

- ・当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものでなければなりません。
- ・検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参してください。

12 小規模特定事業相続届【様式第19号】記載要領

- ・小規模特定事業の許可を受けた方から、相続を受けた場合、遅滞無く市長に届出る。
- ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者が相続人となる。
- ・提出部数は、正副各1通（合計2通）。
- ・届出書類
 - ・小規模特定事業相続届【様式第19号】
 - ・相続の事実を証する書面
被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）
当該相続の事実を証する書面は、原本で確認します。

別紙①（第4条関係）

申請者が那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項第1号イからリに該当しない者であることを誓約する書面

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項第1号に規定する欠格要件

- イ この条例又は栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ロ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那須塩原市行政手続条例（平成17年那須塩原市条例第13号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ハ 第19条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ニ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者
- ホ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当する者
- ト 法人でその役員又は規則で定める使用人【※1】のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 個人で規則で定める使用人【※1】のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの【※2】

【※1】

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所
- (3) で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

【※2】

- (1) 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくはは

第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

- (5) 法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）
- (6) 法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 3 年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から 3 年を経過しないもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第 1 号から前号までのいずれかに該当するもの
- (10) 法人でその役員又は使用人のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 個人で使用人のうちに第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第 8 条第 1 項第 1 号イからリに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

別紙②（第4条関係）

[illegible]

申請者が法人である場合、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者

発行済株式 の 総 数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の額	本	籍
		割合	住	所

使用人（申請者の使用人で本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備 考

1 該当する者すべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

土砂等搬入車両

○搬入先（小規模特定事業区域）



【100 ポイント以上】

那須塩原市共墾社 1 0 8 - 2

○許可事業者



(株)なすしおばら土砂



【60 ポイント以上】

許可番号：那塩指令 第 1 0 0 号

○土砂等搬入事業者



【30 ポイント以上】

残土運送(有)



【60 ポイント以上】

V 条例・規則

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
(目的) 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生の防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。 (2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他の事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域、以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。 (3) 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満であるものをいう。 (事業者の責務) 第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責	(趣旨) 第1条 この規則は、那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例第2条第1号の規則で定める堆積) 第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 2 前項第2号の規定による指定は、告示しなければならない。

務を有する。 2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等において使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業等において使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。 (土地の所有者の責務) 第4条 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。 (市の責務) 第5条 市は、小規模特定事業等による土壌の汚染の及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (県及び他の市町村との連携) 第5条の2 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。 (土砂等の安全基準等) 第5条の3 小規模特定事業等において使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、規則で定める。 2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。 3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等及び改良土(土砂(泥土を含む。))又は建設用石にセメント又は石灰を混合し、化学的に処理したものをいう。)を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、規則で定める小規模特定事業等の場合はこの限りでない。	(安全基準) 第1条の3 条例第5条の3第1項の規則で定める安全基準は、別表第1及び別表第1の2に定めるとおりとする。 (条例第5条の3第3項で定める小規模特定事業等) 第1条の4 条例第5条の3第3項の規則で定める小規模特定事業等は、次に掲げるものとする。 (1) 国、地方公共団体及び次条第1項で定める公共的団体が行う小規模特定事業等 (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するため一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業等 (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従
---	--

(崩落等の防止措置等) 第5条の4 小規模特定事業等を行う者は、当該小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。 2 市長は、小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。 (小規模特定事業の許可) 第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業	って行う小規模特定事業等 (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業等 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業等 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業等 (公共的団体の範囲) 第2条 条例第6条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び司法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
---	--

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するため一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業 (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業 (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業 (6) 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）のうち、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許認可等がなされ、かつストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）の登録を受けて行う小規模特定事業 (7) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの （小規模特定事業に係る土地所有者の同意） 第6条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第5号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。 （許可申請の手続） 第7条 第6条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名	(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。 （条例第6条第7号の規則で定める小規模特定事業） 第3条 条例第6条第7号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 (3) 法に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業 （土地所有者の同意） 第3条の2 条例第6条の2（条例第10条第1項及び条例第17条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第6条の許可の申請が、条例第7条第1項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書（様式第3号）によらなければならない。 （許可の申請） 第4条 条例第7条第1項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（様式第4号）とする。 2 条例第7条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
--	--

及び主たる事務所の所在地) (2) 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の位置及び面積 (3) 小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名 (4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量 (5) 小規模特定事業の期間 (6) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造 (7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 (8) 小規模特定事業が施工されている間において小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 2 前項の規定にかかわらず、第6条の許可を受けようとする小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 前項第1号から第3号まで、第5号に掲げる事項 (2) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 (3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造 (申請の制限)	(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 前条に規定する小規模特定事業区域内土地使用同意書 (6) 申請者が条例第8条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 (7) 申請者が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (8) 申請者が法人である場合には、役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (10) 申請者に使用人（次条に規定する使用人をいう。以下同じ。）がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (11) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 (13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (15) 小規模特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第5号） (16) 小規模特定事業が法令等に基づく許可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 条例第7条第2項の申請書は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）許可申請書（様式第6号）とする。 4 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる書類 (2) 前条に規定する小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書 (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
---	--

第7条の2 第6条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。 (許可の基準) 第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この条例、県条例又は栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る那須塩原市行政手続条例（平成17年那須塩原市条例第13号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。 ハ 第19条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ニ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者 ホ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するものの ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの	(使用人) 第4条の2 条例第8条第1項第1号ト及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの (条例第8条第1項第1号リの規則で定めるもの)
--	--

リ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの	第4条の3 条例第8条第1項第1号リの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1) 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの (5) 法第7条の4第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいふ）、相談役、顧問その他の名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。 (6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条
---	---

	第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの (7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人の代表者であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この項において「暴力団員等」という。) (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当するもの (10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの (11) 個人で使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (許可等の決定) 第4条の4 市長は、条例第7条第1項又は第2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。 2 市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、小規模特定事業(小規模一時堆積事業)(変更・譲受け)許可通知書(様式第7号)又は小規模特定事業(小規模一時堆積事業)(変更・譲受け)不許可通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。 (構造上の基準) 第5条 条例第8条第1項第4号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。
(2) 第6条の2に規定する同意を得ていること。 (3) 小規模特定事業が3年以内に完了するものであること。 (4) 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、小規模特定事業区域以外の	

地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (5) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。 (6) 土砂等の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。 (1) 前項各号（第4号及び第6号を除く。）の規定に適合するものであること。 (2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 3 第1項第4号及び第5号並びに前項第2号の規定は、他の法令等の規定において、土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして当該他の法令による許認可等を受けることを要しない行為、または規則で定める行為である場合は、適用しない （許可の条件） 第9条 市長は、住民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。 （変更の許可等） 第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 変更の内容及び理由	2 条例第8条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。 （構造上の基準に係る適用除外） 第6条 条例第8条第3項の規則で定める法令等に基づく許認可は、別表第4に定めるとおりとする。 （変更の許可の申請等） 第7条 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。 2 条例第10条第2項の申請書は、小規模特定事業変更許可申請書（様式第9号）とする。 3 条例第10条第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。
--	---

3 第1項の許可を受けようとする者は、第6条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。 4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。 (土砂等の搬入の届出) 第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付し、これを省略することができる。 (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許可等がなされた採取場所から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付されたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等) 第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。 (1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採	4 条例第10条第4項の規定による届出は、小規模特定事業変更届（様式第10号）を提出して行わなければならない。 (変更の許可等の決定) 第7条の2 第4条の4の規定は、条例第10条第2項で規定する申請について準用する。 (土砂等の搬入の届出) 第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第11号）を提出して行わなければならない。 2 条例第11条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第12号）とする。 3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試験採取調書（様式第13号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1及び第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。 5 条例第11条第2号の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売却証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。 (土砂等管理台帳等) 第9条 条例第12条第1項の土砂等管理台帳は、条例第7条第1項によるものである場合にあつては、土砂等管理台帳（様式第14号）とし、条例第7条第2項によるものである場合にあつては、土砂等管理台帳（小規模一時掘削事業用）（様式第15号）とする。
---	--

取場所からの運搬手段 (2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 (3) 当該許可（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳 (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項 2 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る小規模特定事業で使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。 （水質検査等） 第13条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行わなければならない。 2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域	2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次の各号によるものとする。 (1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） (2) 小規模特定事業の許可の番号 (3) 小規模特定事業の位置及び小規模特定事業区域の面積 (4) 現場管理責任者の氏名 (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業にあつては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量） (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名 3 条例第12条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（様式第16号）を提出して行わなければならない。 4 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあつては、条例第12条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第17号）を提出して行わなければならない。 （水質検査） 第10条 条例第13条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 (1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境庁長官が定める排水基準に係る検定方式（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」
--	--

以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと市長が認めたときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。

4 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

という。)に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第13条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第11条 条例第13条第1項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次の各号に掲げる方法により試料を採取して行わなければならない。

(1) 地質検査のための資料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を各号に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1及び別表第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第13条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第12条 条例第13条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書(様式第18号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
----	------	------

	1 第10条第1項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	2 第10条第2項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	3 第10条第3項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	4 第11条第1項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	5 第11条第2項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
	6 第11条第3項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
(周辺住民等への周知) 第13条の2 第6条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知するように努めなければならない。			

(関係書類の縦覧) 第14条 第6条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。 (標識の掲示等) 第15条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区域と小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。 (土砂等の搬入車両への表示) 第15条の2 第6条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。	(標識) 第13条 条例第15条第1項の規定による標識の掲示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第19号)により行われなければならない。 2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 許可年月日及びその番号 (2) 小規模特定事業の目的 (3) 小規模特定事業場の所在地 (4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号 (5) 現場管理責任者の氏名 (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業区域の面積 (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量) (9) 小規模特定事業場の見取図 (車両への表示) 第13条の2 条例第15条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第4号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。 2 条例第15条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨 (2) 小規模特定事業区域の所在地 (3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称) (4) 小規模特定事業の許可の番号 (5) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名(法人にあっては、名称)
--	--

(小規模特定事業の完了等) 第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (小規模特定事業の廃止等) 第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条の許可は、その効力を失う。 4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (譲受け) 第17条の2 第6条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用	(小規模特定事業の完了の届出) 第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（様式第20号）を提出して行わなければならない。 (小規模特定事業の廃止等の届出) 第15条 条例第17条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあつては、当該小規模特定事業を廃止した日から30日以内に、小規模特定事業を2月以上休止しようとする場合にあつてはあらかじめ、小規模特定事業廃止（休止）届（様式第21号）を提出して行わなければならない。 (譲受けの許可の申請) 第15条の2 条例第17条の2第2項に規定する申請書は、小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第22号）とする。 2 条例第17条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲
--	---

する。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号 3 第8条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第9条の規定は、第1項の許可について準用する。 4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第6条の許可を受けた者の地位を承継する。 （相続） 第18条 第6条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 2 前項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。 （許可の取消し等） 第19条 市長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 不正の手段により第6条又は第10条第1項又は第17条の2第1項の許可を受けたとき。 (2) 第6条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。 (3) 第8条第1項第1号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。	げるとおりとする。 (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 (3) 小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模特定事業が小規模一時堆積事業にあっては、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書） (4) 申請者が条例第8条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面 (5) 申請者が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (6) 申請者が法人である場合には、役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (8) 申請者に使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 （譲受けの許可等の決定） 第15条の3 第4条の4の規定は、条例第17条の2第2項に規定する申請について準用する。 （相続の届出） 第16条 条例第18条第2項の規定による届出は、小規模特定事業相続届（様式第23号）を提出して行わなければならない。
--	--

(4) 第9条(第10条第5項及び第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (5) 第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (6) 第11条から第15条の2までの規定に違反したとき。 (7) 前条第1項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第8条第1項第1号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。 (8) 次条第1項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業で使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (措置命令) 第20条 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等で使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業等へ供する区域へ搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次の各号に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業等へ供する区域へ搬入され、又は当該土砂等の埋立て等で使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域へ搬入した者(前項に規定する者を除く。) (2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をする 것을要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者 3 市長は、小規模特定事業で使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第6条の許可を受けた者(第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項	
--	--

を同項の許可を受けないで変更した者を除く。) に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市長は、第6条又は第10条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 5 市長は、第16条第3項、第17条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (公表) 第20条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 (関係書類の保存) 第21条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第16条第1項の規定による完了の届出若しくは第17条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。 (現場管理責任者の義務) 第21条の2 現場管理責任者は、小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。 2 小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。 (小規模特定事業に係る土地所有者の義務) 第21条の3 第6条の2(第10条第1項及び第17条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同	(現場管理責任者の職務) 第16条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第11条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 (2) 小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。 (3) 小規模特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。 (土地所有者による小規模特定事業の施行状況の把握) 第16条の3 条例第21条の3第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場こ
---	--

意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 2 第6条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。 (立入検査等) 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等を行うことを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他の土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (手数料) 第23条 第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 第6条の許可の申請 1件につき 26,000円 (2) 第10条第1項の変更の許可の申請 1件につき 16,500円 (3) 第17条の2第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 16,500円 (規則への委任) 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定に	おいて、毎月1回以上、当該小規模特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。 (身分を示す証明書) 第17条 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第24号）とする。 (書類等の提出) 第18条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。
--	--

よる命令に違反した者 (2) 第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 (2) 第12条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第12条第2項又は第13条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第13条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者 (5) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (6) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第21条の規定に違反した者 (罰則規定) 第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
--	--

別表第1

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリigram以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号（以下「昭和49年告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき 0.01 ミリigram以下	規格54に定める方法

六価クロム	検液1リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、 土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものについては規格61に定める方法、農用地に係るものについては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体においては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体においては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01 ミリigram以下	日本産業規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002 ミリigram以下	日本産業規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006 ミリigram以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003 ミリigram以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02 ミリigram以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01 ミリigram以下	日本産業規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01 ミリigram以下	規格67.2、67.3 又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8 ミリigram以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200 ミリリットルに硫酸10 ミリリットル、りん酸60 ミリリットル及び酸化ナトリウム10 グラムを溶かした溶液とグリセリン250 ミリリットルを混合し、水を加えて1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき 1 ミリigram以下	規格47.1、47.3 又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05 ミリigram以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

別表第 1 の 2

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211-2020「土懸濁液のPH試験方法」

別表第 2

- 1 小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において小規模特定事業を施工する場合にあっては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル）以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3

- 1 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による許可
- 2 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- 3 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可
- 4 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可

- 6 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可
- 7 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可
- 8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項による許可（第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例第3条各項の規定によりなされた許可を含む。）
- 9 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可
- 10 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可
- 11 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可
- 13 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許可
- 14 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可
- 15 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可
- 16 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の規定による許可
- 17 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第19条第3項の規定による許可
- 18 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の規定による許可
- 19 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第4条第1項及び第5条の規定による許可